

## 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年12月5日(水)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

2番	村田正己
3番	山本喜八郎
4番	中西義晴
5番	吉川敏彦
6番	上田幸子
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	小寺均
10番	西村裕
11番	南和弘
12番	松村敏彦
13番	林勉
14番	田口洋輔
15番	曾束竹司
16番	南秀和
17番	内田孝司
18番	小森保豊
19番	茨木清
20番	林吉一

4. 欠席委員

1番	藪内義成
----	------



(事務局長)

ご案内をしておりました時間になりましたので、平成30年第12回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。なお本日は、藪内委員から欠席届を頂いておりますのでご報告いたします。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

開催に先立ちまして、過日、吉川委員がご入院をされていまして、慶弔の規定に基づき、会長よりお見舞いをお渡しいただきました。そのことにつきまして、吉川委員から皆さまに、一言お礼を申したいということでお伺いをしておりますので、吉川委員よろしく申し上げます。

(吉川委員)

去る11月2日の朝、ハウスあげをしていましたところ、急に頭と首筋が痛くなりまして、それからもハウスを乗せるだけは乗せて、辛抱できひんさかいに帰って、辛抱していましたが、どないしたらええのかわからへんと思って考えたところ、南病院へ行きました。その結果、くも膜下出血と言われまして、「えっ、くも膜下出血」なんて言ったら、よけいに血圧が上がるような感じで、また岡本病院の方へ運ばれました。まあ、現地調査みたいに細い細い、私も現地調査に行ってるけど細い道、走ったことないような。そんな頭の血管で済みまして、手足も、歩くこともできるようになりました。本当に私自身、感謝している次第でございます。くも膜下出血で無事に帰れるなんて、私も思わなかったんですけれども、無事こうやって、手足もきくし、しゃべることできるようになりました。本当に、幸いけっこうな事やと思っております。それでまた、委員さん一同には、色々お見舞い金等をいただきまして、本当にお礼申し上げます。ありがとうございました。無事、退院することができました。本当に私自身、感謝している次第でございます。どうも

(吉川委員)

ありがとうございました。

(事務局長)

ありがとうございました。  
それでは、開会にあたりまして、田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 農地法第3条の規定による許可申請について  
(3条許可) 3件
- 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について(4条許可) 1件
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について(納税猶予(出口)) 4件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 7件
- 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出) 1件
- 農地の一時使用について(農地の一時使用届) 1件
- 農業用施設(農地法施行規則第29条第1号)の建築届出について(農業用施設) 1件
- 農地法第18条第6項賃貸借契約合意解約の通知について(賃貸借合意解約) 2件

議事に入る前に、本日の議事録の署名委員の指名をいたします。13番の林勉委員、14番の田口委員。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案書に基づきまして、進めたいと思います。まず、1ページ目でございますが、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

(会長)

受付番号20について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる11月26日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

5番 吉川委員

6番 上田委員

7番 田中会長

9番 小寺委員

15番 曾束委員

20番 林吉一委員

事務局2名と都市整備課1名により実施しております。

それでは、議案第1号受付番号20につきましては議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

また、別添でお付けしております農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書1ページの方もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号20の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われまます。

(会長)

はい、ただ今議案第1号受付番号20の説明が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号20に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号21について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号受付番号21につきましては議案書2ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

またこれにつきましても、別添でお付けしております農地法第3条調書2ページの方をご覧ください。審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号21の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われま。

(会長)

議案第1号受付番号21の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号21に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、受付番号22について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第1号受付番号22につきましては議案書3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真3ページをご覧ください。

また別添でお付けしております農地法第3条調書3ページの方もご覧になり、審議をお願いいたします。

それでは会長、よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号22の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われま。

(会長)

議案第1号受付番号22の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号22に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号の方に移ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4条の許可を議題といたします。

受付番号3について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号3につきましては議案書4ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、転用理由につきまして、ねぎの調整作業場のためとなっておりますが、具体的に申しますと、250㎡程度のハウスと6台程度の農作業用の車を置く駐車場を設置される予定でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。4ページ上2枚の写真でございます。

また、別添でお付けしております意見書(案)につきましても合わせてご覧ください。

それでは会長よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いをいたします。



(●●委員)

議案第2号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題のないものと思われま

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号3の説明と報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。

はい、●●委員。

(●●委員)

意見書の中で、転用の許可基準から見た意見の中で用地区分のところがあると思うんです。上から何段目かな、甲種農地、第1種農地、その他農地という区分になっていると思うんですけども。この場所は農振農用地の中で、その他区分というのがあるんかどうかというのを教えていただきたい。

(事務局)

はい、ここの意味合いとしましては、今回の農地につきましては、農振農用地区域を外さず、そのまま農地転用するというものでございまして、甲種でもなく、第1種農地でもなく、農用地区域内農地という区分になります。その区分が書いてあるのが、上の農地の区分、2つくらい上の所に農用地と書かれているとお

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

その辺のね、ちょっと理解できひんねんけどね。本来、甲種か1種かどちらかであるべきやと思うんや。農用地区分の中ではね。その他区分というのがあるのかどうか。農用地の中で。

(事務局) 甲種、第1種につきましては、農用地区域内ではない所で甲種、第1種というふうに分かれておるものでございまして、農用地区域の中に甲種、第1種があるというものではないということでございます。

(●●委員) いや、けっこうです、それで。

(会長) 普通は、甲種とね。

(事務局) すみません、ややこしい事言いまして。  
農用地区域内農地という区分と、それとは全然別件で、甲種農地、第1種農地というのがそれぞれあるわけでございます。で、今回の場合は、農用地区域にありますので農用地区域内農地という区分になります。  
それで、この農用地区域が除外された場合に、それが甲種農地なんか第1種農地なんか第2種農地、第3種農地なんかというのが判断することになっていくので。

(●●委員) それならここに面積は該当しないわけやね。その今の理論なら。農用地区域外ならここに書く520っていう数字が出てくるはずなんやな。その他であっても。

(事務局) そうですね、ですのでこの表はサイズの関係で甲種と第1種しかないので、第2種農地であったり第3種農地であったり、農用地区域内農地については全部その他に入ってしまうというふうな整理をさせていただいております。

(会長) まあ、通常農振農用地であったら甲種に入ってくるんじゃないかなと。

- (●●委員)            じゃないかなという理屈にはなるねんけどね。
- (会長)                一番ね、農振農用地の場合は農地として一番農地性が高いという土地になっておりますので。
- (事務局)              農用地区域内農地と甲種は別物でございまして、甲種農地については、圃場整備してから8年以内であったりとか、そういうふうなさらに細かいルールがあって。それで今回の場合は、もう8年以上経っておりますので甲種農地にあたらないということでございます。
- (●●委員)              8年で切れるんか。
- (会長)                なんかちょっと理解できひんと思うんやけど。
- (●●委員)              僕ら、ちょっと理解できひんねんけどな。
- (会長)                ●●委員、よろしいですか。
- (●●委員)              はい、結構です。
- (事務局)              その他、何かご意見ご質問はございませんか。
- (会長)                よろしいですか。それではその他、特にご意見ご質問もないようでございます。
- それでは採決に入ります。議案第2号受付番号3に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。
- 挙手多数。よって、許可相当として京都府に進達をいたします。
- 続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予(出口)

(会長)

を議題といたします。

受付番号10について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号10につきましては議案書5ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号10の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第3号受付番号10の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

相続税の出口の部分でございます。よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号10について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署の方に報告をいたします。

(会長) 続きまして受付番号 1 1 につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第 3 号受付番号 1 1 につきましては議案書 6 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。  
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 6 ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたいたします。

(●●委員) 議案第 3 号受付番号 1 1 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。  
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) 議案第 3 号受付番号 1 1 の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、それではご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 1 1 について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署の方に報告をいたします。

続きまして受付番号 1 2 について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号12につきましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いいいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号12の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第3号受付番号12の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

引き続き、納税猶予の出口の部分でございます。よろしいですか。それでは特に、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号12について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

続きまして受付番号13について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号13につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおり

(事務局)

りでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページ、5ページの右上の写真でございます。及び8ページ、9ページ、最後に10ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●委員)

議案第3号受付番号13の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第3号受付番号13の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号13について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告をいたします。

それでは続きまして、9ページ議案第4号に入ります。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

受付番号66と受付番号72につきましては、借り手が同じでございますので、まとめて審議をいたしたいと思っております。事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号66につきましては議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真11ページをご覧ください。

また、ページが飛びますけれども、受付番号72につきましては議案書15ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

こちらの所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真15ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日7件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号66と受付番号72の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第4号受付番号66と受付番号72の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。利用権の設定ですけど、よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号66と受付番号72について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま



(会長)

す。

続きまして受付番号67について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号67につきましては議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

こちら、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等下の欄につきまして、耕作面積が経営面積51となっております。こちら、●●●の方に農地の貸し借りを5000㎡程度されておったところですが、利用権の設定期間が満了したため、このような形で一時的に面積が減っておるといふふうにかがっておるところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●●委員)

議案第4号受付番号67の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第4号受付番号67の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、●●●委員。

(●●●委員)

耕作の面積で今、過去に直近であったという。その猶予期間というのかな、何かあるのかなという。

(会長)

事務局。

(事務局)

そうですね、特に猶予期間というのとはなくてですね、たしかこの方につきましては、10月末かそれぐらいに満了されたということで、手続きの方ができていなかったというふうに●●●の方からは聞いておりました、また今後、手続きをしていくんやというふうにかがっております。

(●●●委員)

その辺がね。

(会長)

●●●委員、よろしいですか。

(●●●委員)

はい。

(会長)

ちょっと、・・・を抱くような感じがするんですけども。

(●●●委員)

うん、その辺がね。

(会長)

●●●の方は特に、何も意見としてはなかったんですか。

(事務局)

はい。

(会長)

ということのようでございます。その他、特にご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、その他ご意見ご質問もないようでございますので、採決に入りたいと思います。

議案第4号受付番号67について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま

(会長)

す。

続きまして受付番号68について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号68につきましては議案書11ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

それでは会長よろしくお願いいたします。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号68の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第4号受付番号68の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

引き続き、利用権の設定ですけど、よろしいですか。それでは採決に入ります。議案第4号受付番号68について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、12ページの受付番号69につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号69につきましては議案書12ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真12ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号69の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第4号受付番号69の説明と報告が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

引き続き、利用権の設定ですけど、よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号69について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第4号受付番号70につきましては、●●委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。終了後にまた入室・着席をしていただきます。

(●●委員 午後2時0分 退席)

(会長) それでは、事務局より報告をお願いします。

(事務局) 議案第4号受付番号70につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真13ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●委員) 議案第4号受付番号70の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) 議案第4号受付番号70の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは特に、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号70について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後2時2分 入室)

(会長) 続きまして議案書 14 ページ、受付番号 71 について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第 4 号受付番号 71 につきましては議案書 14 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 14 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員) 議案第 4 号受付番号 71 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) はい、ただ今議案第 4 号受付番号 71 の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 71 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これで、本日の審議は終わりたいと思います。これから報告に入ります。

(会長) 議案書の16ページ、報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、受付番号10について、事務局より説明を願います。

(事務局) 報告第1号受付番号10につきましては議案書16ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真16ページをご覧ください。

本件につきましては、11月26日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということに届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長) はい、ただ今報告第1号受付番号10の報告がありましたが、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。5条の届出ですけど、よろしいですか。それでは特に、ご意見ご質問もないようなでございますので、次の報告第2号、農地の一時使用について、受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局) 報告第2号受付番号1につきましては議案書17ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真17ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 報告第2号受付番号1の報告がありましたが、何かご意見ご質問ございませんか。

(会長)

農地の一時使用です。よろしいですか。特に、ご意見はないようでございますので、報告第3号、農業用施設の建築届出について、受付番号3につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

報告第3号受付番号3につきましては議案書18ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真18ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第3号受付番号3の報告がありましたが、何かご意見ご質問ございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございますので、続きまして報告第4号、農地法第18条第6項の賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号3と受付番号4について、関連する内容でもございますので、事務局より説明を願います。

(事務局)

報告第4号受付番号3につきましては議案書19ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本案件につきましては、中間管理事業を用いた農地の貸し借りをなされておりました、受付番号3につきましては、京都府農業会議から受け手の農家さんに対して貸し付けた案件の合意解約でございます。

続いて、報告第4号受付番号4につきましては議案書20ページをご覧ください。こちらの受付番号4につきましては、地主さんから京都府農業会議に農地を貸し付けた案件でございます、こちらの方の合意解約となっております。両方とも、引き渡しの時期等は同



- (事務局) 一の状況になっておるところでございます。  
また、所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真19ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。
- (会長) 報告第4号受付番号3と受付番号4の報告をまとめてしていただきました。この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。  
  
よろしいですか。はい、それでは、ご意見ご質問もないようでございますので、これで、本日予定をしておりました審議と報告は終わりたいと思います。
- (●●委員) はい。すみません、ちょっと聞くの忘れた。
- (会長) はい、●●委員。
- (●●委員) 進んでしもて、聞くの忘れたんやけど、報告のね1号16ページ、報告第1号のこの。
- (事務局) 写真の16ページでしょうか。
- (●●委員) ちゃうちゃう、議案書の。これ開発いうことは、当然、いわゆるセットバックっていうのか。が、かかってくるんやね。
- (事務局) はい、こちらの方、セットバックされるというふう聞いております。
- (●●委員) そうやね。それと、それならその前との、あの問題の所との話はどうなってる。それはここ、農業委員会が立ち入るあれではないわけか。

- (事務局) そうですね、そこにつきましては、都市整備課の方が指導をしておると、いうふうに聞いております。
- (●●委員) ここは関係ないんやな。
- (事務局) そう思います。
- (●●委員) それやったらもう1つ。すみません。その前、その隣。地図でいうと、16ページの地図やけどね。左側、左上の、このセットバックはどうなったんねん、指導した。今、斜線ひいてる隣側、左側。同じ会社やと思うんやけどな、これ。これは、いつなったんか知らんけど、わし知らなんだけど。この時にはどういう指導した、これ。
- (事務局) ここの路線については、後退路線というふうに聞いてますので、セットバックの指導はしているはずなんです。
- (●●委員) それは、都市計画やねんやな。ここじゃないんやな。
- (事務局) 都市計画課の、この話ではないので。だいぶ前にこちらの方では農地転用の届出が出ておったと。
- (●●委員) 全然できてないさかいにね。同じようにやってるさかいに、今度も同じようになったらいかんと思って、今ここで聞いておこうと。
- (事務局) はい、わかりました。
- (●●●委員) 道へこましてあんねん、無理矢理。バックさして。
- (●●委員) 違うやん、へっこましてるんと違うやん。無理矢理置きよるねんや。

- (●●●委員) 置きよるさかいにな。道なおさんと、そのままへこましたまま置いてあるんや。
- (●●委員) 置いてあんねん。いや、知ってて置いとるんや、これな。
- (●●●委員) それも同じようにしときよるぞ。
- (●●委員) 同じようにされてトレーラー置かれたら、道路、用をなさへんもん。
- (●●●委員) 駐車場にしよるからな。へこまして、溝をへこませてあるねん。前のやつが入るようにしてある言うてたやん。
- (会長) セットバックさして、置けんようにするということ。
- (●●委員) セットバックをするようにしとるけど、しとらへんねん、実際は。せんと、そこへ物を置いとんねん、無理矢理。
- (事務局) うちの、農業委員会の方からそのセットバックをしないといけないというふうな指導ができないので、都市整備課の方にその旨、お伝えさせていただきます。
- (●●委員) 言うとして、ちゃんと。
- (会長) ●●委員、よろしいですか。
- (●●委員) はいはい。どうにもならん思たけど。
- (●●●委員) ここで言うてもな。

(会長)

よろしいですか、その他。  
それでは、これより引き続き、全員協議会に入りたいと思います。

午後2時12分 終了